

## ② 公的年金給付等受給者

(公的年金等を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していないひとり親世帯等)

「公的年金等」とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを指します。公的年金等を受け取っているため、児童扶養手当を受給しておらず、かつ平成30年中の収入が児童扶養手当受給者と同水準の収入基準額未満である方が対象となります。

【基本給付】と【追加給付】があり、どちらも申請が必要です。

《再支給分》  
基本給付と同額を支給

### 【基本給付】

**給付額** 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円  
**申請期間** 令和2年8月3日(月)から令和3年2月26日(金)まで  
**申請方法** 次の書類をそろえて、小浜市役所子ども未来課へ提出してください  
※申請書、申立書はHP(すくすくおばまっ子)または子ども未来課窓口にあります。

- 小浜市ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】※公的年金給付等受給者用
- 申請者・請求者本人確認書類(運転免許証など)の写し(コピー)
- 受取口座を確認できる書類(通帳またはキャッシュカード)の写し(コピー)
- 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(ひとり親であることがわかる戸籍謄本等)
- 簡易な収入額の申立書(申請者本人用・扶養義務者等用)【公的年金給付等受給者】  
※同居している扶養義務者がいる場合は両方の申立書を提出してください。  
※収入額で要件を満たさない場合でも所得額で要件を満たせば支給対象となります。
- 本人(および扶養義務者)の収入額が確認できる書類(課税証明書、年金振込通知書等)

**支給日** 令和2年9月以降に随時支払い予定 ※支給決定後に通知をお送りいたします。

### 【追加給付】

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した方  
※生活保護の方は、収入が減少した分保護費が増加するため対象とはなりません。  
※収入が大きく減少した例として次の状態が考えられます。  
例) ・新型コロナウイルス感染症の影響で本人の収入が減少した  
・本人はもともと無収入であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で就職内定が取消しになったり、求職活動に影響があった  
・本人の収入は変わらないが、同居している扶養義務者の収入が減少した

**給付額** 1世帯5万円  
**申請期間** 基本給付と同様  
**申請方法** 基本給付の申請時に次の書類を提出  
 小浜市ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【追加給付】  
**支給日** 基本給付と同時

### 【注意事項】

- ・振込みを行ったにもかかわらず、令和3年3月19日までに指定口座への振込みが口座解約等によりできない場合は、給付金は支給されません。
- ・給付金の給付後に申請書の記載事項が虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求めることがあります。